

## 「老人ホームの入居権を譲ってほしい」 …それは詐欺です!!

大手建設会社を名乗り、「あなたに老人ホームの入居権が当たった。ぜひ権利を譲ってほしい」といった不審電話に関する相談が増えています。

うっかり応じると、「名義貸した」と脅されて示談金を要求されたり、「入居権を譲るにはお金が必要だ」と振り込ませたり、言葉巧みにお金を支払わせる、いわゆる劇場型詐欺被害につながるおそれがあります。

**その勧誘は詐欺です!** 留守番電話機能等を活用し、必要に応じてかけ直すなどの詐欺対策を!



10月の消費生活教室のお知らせ  
「騙されない消費者になるために」

令和5年10月26日(金) 13:30~15:30

港北公会堂 ホール (港北区役所隣)

定員200名 (当日先着順・直接会場へお越しください)



契約などのトラブルで困ったとき、まずは、お電話ください!



消費生活相談電話

045-845-6666

〔 平日 9:00~18:00  
土・日 9:00~16:45 〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 🔍 検索